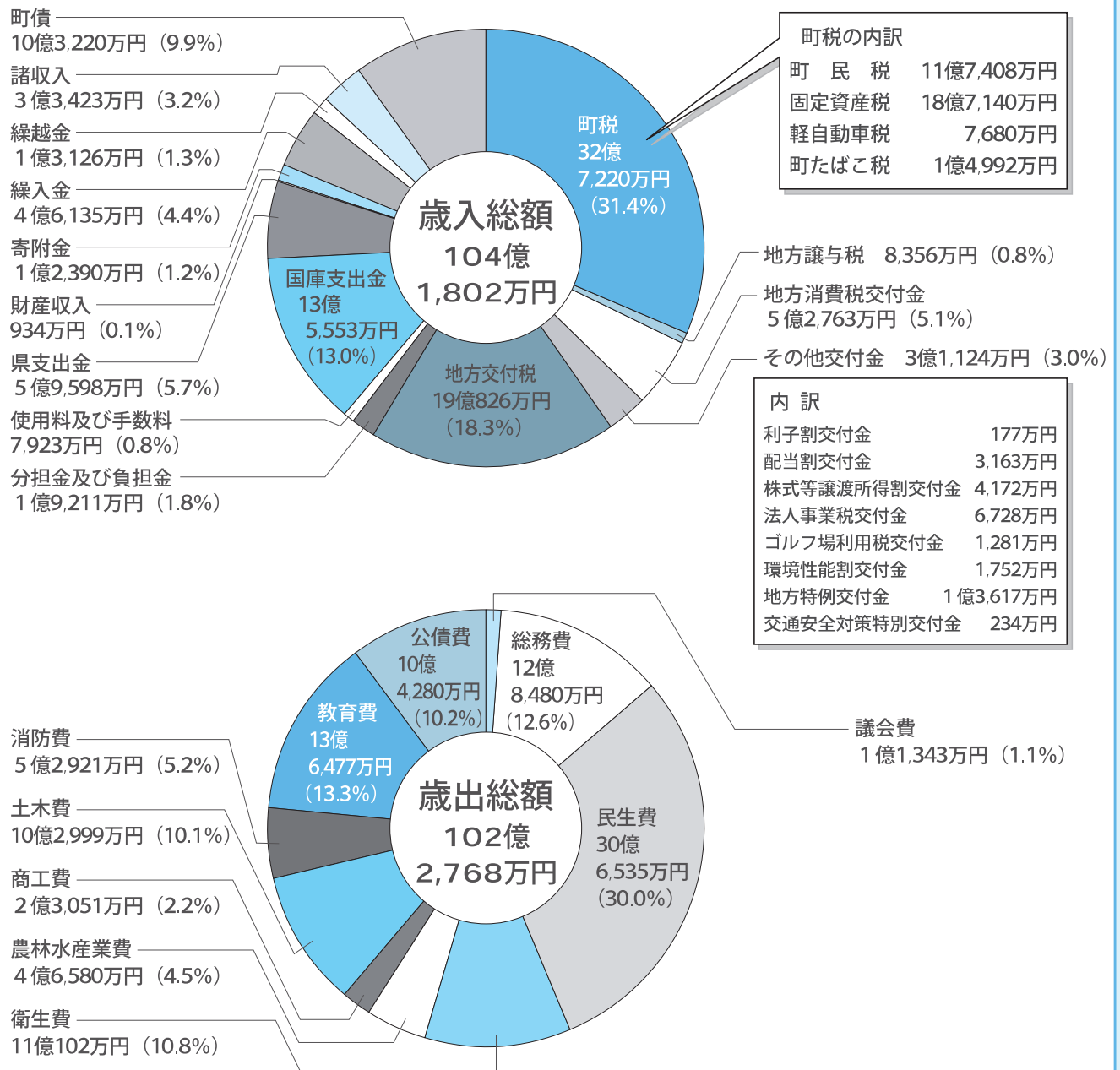


令和6年度 福崎町の決算がまとまりました



令和6年度 一般会計及び特別会計 決算

(単位：円)

会計名	歳入額	歳出額	差引残額
一般会計	10,418,015,264	10,227,684,441	190,330,823
国民健康保険事業特別会計	1,820,153,807	1,786,272,903	33,880,904
後期高齢者医療事業特別会計	352,323,826	343,907,697	8,416,129
介護保険事業特別会計	1,902,224,346	1,880,865,597	21,358,749
計	14,492,717,243	14,238,730,638	253,986,605

令和6年度の一般会計と特別会計の決算がまとまりました。

町の予算は、みなさんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

令和6年度の一般会計の決算は、歳入総額104億1,801万5,264円、歳出総額102億2,768万4,441円で歳入歳出差引額は1億9,033万823円になりますが、ここから令和7年度へ繰り越した事業に必要な財源755万7,000円を差し引いて、1億8,277万3,823円の実質収支となりました。また、前年度繰越金を控除し、財政調整基金積立金を加え、財政調整基金取崩額を控除した実質単年度収支は、2億1,160万3,971円の赤字となりました。

決算は、監査委員による審査と決算審査特別委員会の審査を受け、9月議会で認定されました。

令和6年度の主な事業



(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設用地造成工事 (R7年7月撮影)

中播消防署本署建替え
(完成予想図)



小中学校特別教室等に空調設備を設置

町民1人당に計算すると…

町民1人당に納めていただいたお金は**177,106円**でした

固定資産税



101,288円

町民税



63,546円

町たばこ税



8,115円

軽自動車税



4,157円

町民1人당に使われたお金は**553,566円**でした

民生費



165,910円

教育費



73,867円

総務費



69,539円

衛生費



59,592円

公債費



56,441円

土木費



55,748円

消防費

28,643円

農林水産業費

25,211円

商工費

12,476円

議会費

6,139円

※町民1人당は、令和7年3月31日の総人口18,476人で割ったものです。

(出納室)

決算の分析から見るまちの財政状況

！ 普通会計地方財政状況調査

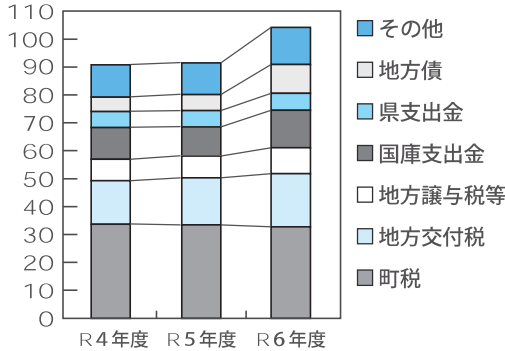
総務省の基準にもとづいて、普通会計（介護施設分を除く一般会計）の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この3年間の決算額の推移をまとめました。

（１）歳入の推移

決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。令和6年度の歳入は、町税、前年度繰越金は減少しましたが、地方交付税、国庫支出金、諸収入、繰入金、地方債の増加などにより、決算総額は前年比約12億6415万円の増となりました。町収入項目ごとに見ると、町

(単位:千円)			
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町 税	3,370,210	3,341,963	3,271,777
地方交付税	1,553,467	1,687,005	1,908,261
地方譲与税等	768,161	784,222	922,425
国庫支出金	1,138,320	1,040,520	1,348,216
県 支 出 金	575,185	580,424	610,113
地 方 債	513,657	574,480	1,032,200
そ の 他	1,158,123	1,142,231	1,322,003
歳 入 合 計	9,077,123	9,150,845	10,414,995

(単位:億円)



税は個人町民税が定額減税の影響により減収(△2000万円)、法人町民税は原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇の影響などにより減収(△1100万円)となりました。また、固定資産税では家屋が評価替えにより減収(△1700万円)、償却資産は企業が設備投資を控えたことにより減収(△1400万円)となり、固定資産税全体では減

収(△3400万円)となりました。町税全体では約7000万円の減収となりました。地方交付税は普通交付税と特別交付税をあわせて約2億2100万円の増、国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税分)、社会資本整備総合交付金の増等により約3億8000万円の増、その他では、諸収入はデジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システム標準化)の増などにより約8900万円の増、前年度繰越金は約4900万円の減となっています。町の借金である地方債は、投資的事業費等によって増減します。交付税の財源不足分を特例地方債で補填する臨時財政対策債は大きく増加していましたが、令和4年度からは減少し、令和6年度は2800万円(前年比約△2900万円)でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額は神崎郡新ごみ処理施設建設事業や中播消防署建替事業などの起債の増加等により、約4億5800万円の増となりました。

(２) 歳出の推移

(性質別歳出)

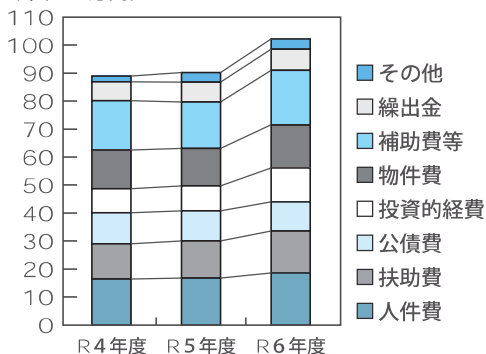
令和6年度の歳出の決算総額は前年比約12億500万円

の増となりました。歳出項目をその性質別に見ると、義務的経費では、人件費は会計年度任用職員人件費の増等により約1億8600万円の増、扶助費は定額減税補足給付金の増等により約1億749882万円の増、公債費は土木整備債、臨時財政対策債の減などにより約3600万円の減となっています。投資的経費は、道路新設改良事業、中播消防署建替事業、スポーツ公園管理事業(夜間照明改修等)などで約8億2500万円増加しましたが、橋梁補修事業、体育館施設補修事業などで約4億9800万円減少したことにより、投資的経費全体では約3億2700万円の増となりました。その他の経費では、物件費は情報管理推進事業(システム標準化)の増等により約1億8100万円の増、補助費等は神崎郡新ごみ処理施設建設事業(中播北部行政事務組合負担金)の増等により約3億1400万円の増、繰出金は介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増などにより約3300万円の増となっています。

(単位:千円)

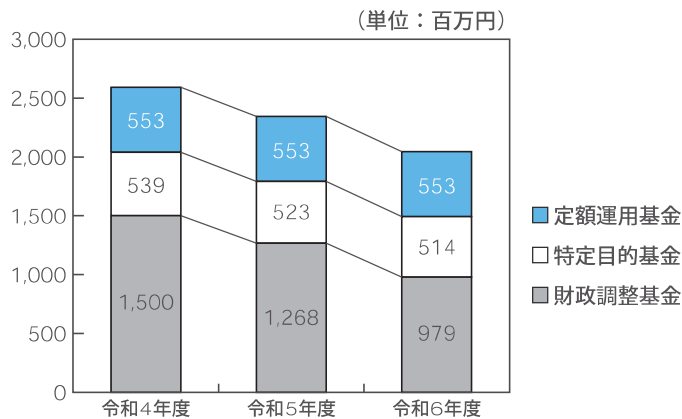
項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
義務的経費	4,015,371	4,079,637	4,399,698
人 件 費	1,638,743	1,676,066	1,861,844
扶 助 費	1,260,429	1,324,507	1,495,056
公 債 費	1,116,199	1,079,064	1,042,798
投資的経費	850,351	887,570	1,214,618
その他の経費	4,031,517	4,052,373	4,610,348
物 件 費	1,391,303	1,345,345	1,526,022
補 助 費 等	1,757,851	1,651,982	1,965,546
繰 出 金	671,593	716,562	749,882
そ の 他	210,770	338,484	368,898
歳 出 合 計	8,897,239	9,019,580	10,224,664

(単位:億円)



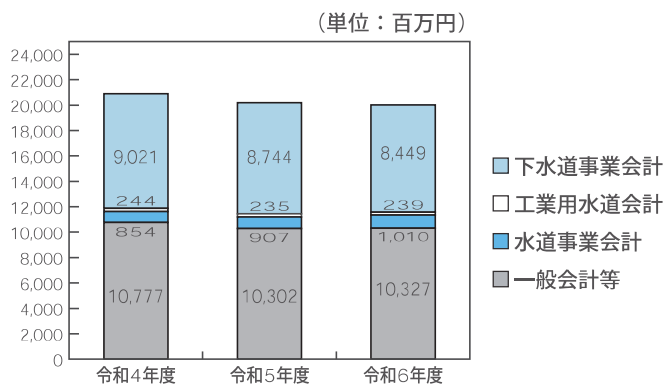
(単位:百万円)			
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基金残高	2,592	2,344	2,046
財政調整基金	1,500	1,268	979
特定目的基金	539	523	514
定額運用基金	553	553	553
1人当たり基金残高(円)	138,373	125,428	110,738

※各年度末基金残高／3月31日現在人口



(単位:百万円)			
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	10,777	10,302	10,327
水道事業会計	854	907	1,010
工業用水道会計	244	235	239
下水道事業会計	9,021	8,744	8,449
合 計	20,896	20,188	20,025
1人当たり地方債残高(円)	1,115,524	1,080,265	1,083,838

※各年度末地方債残高／3月31日現在人口



10月 マイナンバーカード

【休日の受付窓口】

日 時 10月26日(日) 9:00~12:00

受付場所 役場住民生活課

※開設日直前の金曜日17:00までに事前に電話予約をお願いします。

【個人宅等出張申請受付】

無 料

マイナンバーカードの申請で、役場にお越しいただくことが困難な人を対象に、職員が個人宅、福祉施設、病院等へお伺いし、写真撮影から申請受付までを行います。

※自宅以外への出張申請を希望する人は、事前に施設等の了承を得てください。

予約・問い合わせ先 住民生活課 マイナンバー担当 ☎0790-22-0560 (内線373・374)

★平日の電話での予約が難しい人は、メールでお問い合わせください。✉jumin@town.fukusaki.lg.jp

II. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

令和6年度決算に基づき健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は13・2%、将来負担比率は88・8%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。なお、実質公債費比率は平成28年度以降は一部事務組合の地方債の償還が終了したことで下水道事業の減等により減少に転じていましたが、令

和4年度以降、一般会計の地方債の元利償還金の増加や下水道事業への繰出金の増加等により増加に転じています。将来負担比率も平成28年度以降は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少していましたが、令和6年度は下水道事業への繰出金の増加及び基準財政需要額算入見込額の減や充当可能基金の減等により令和5年度に引き続いて増加となりました。各公営企業会計における「資金不足比率」につい

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度 決算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	14.50	20.00	
連結実質赤字比率	—	19.50	30.00	
実 質 公 債 費 比 率	13.2	25.0	35.0	(前年比+0.9%)
将 来 負 担 比 率	88.8	350.0		(前年比+21.4%)
資金不足比率	水道事業会計	—	20.00	
	工業用水道事業会計	—	20.00	
	下水道事業会計	—	20.00	

ては、令和6年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため該当はありません。

■健全化判断比率について

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤

字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

■各公営企業の資金不足比率について

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

（企画財政課）

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

- 福崎町で登録できる人
- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
 - 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書（代理人が申出する場合は委任状が必要です）
※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。
- 本人確認書類
※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係（内線375・376）

交通事故などで病院にかかるときは届け出を

国民健康保険

交通事故や傷害事件などで第三者（加害者）から傷病を受けた場合でも、国保を使って医療を受けることができます。ただし、その場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え、後から加害者に請求します。

■届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届
- ・事故発生状況報告書・同意書・誓約書
- ・交通事故証明書（コピー）
- ・本人確認書類（免許証等）

問い合わせ先

ほけん年金課 国保係（内線355・379）

⚠ 国保が使えなくなる場合があります

届け出前に加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合がありますので注意が必要です。示談をする場合は、事前に国保係に連絡し、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

令和7年中の国民年金保険料の納付額を証明する書類（控除証明書）が、10月下旬から順次送付されます。

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です。控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、この控除証明書（または領収書）を添付してください。

控除の対象となるのは、その年の1月～12月の間に納付した保険料です。また、家族の国民年金保険料を納付した場合、納付した人がその保険料額を申告できます。

💡 控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

郵送の場合の「控除証明書」の送付時期（※電子送付の場合は郵送より半月程度早く送付されます）

- 1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人 ⇒ 10月下旬～11月上旬
- 10月1日～12月31日の間に今年はじめて保険料を納付した人 ⇒ 令和8年2月上旬

問い合わせ先（再発行の手続きなど） ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（ナビダイヤル）
050から始まる電話でかける場合 ☎03-6630-2525

後期高齢者医療制度のお知らせ

窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置が終了します

2割負担の人には、令和4年10月1日から3年間、1か月あたりの外来での自己負担額の増加を抑える配慮措置が適用されていました。この配慮措置が、3年間の期間経過に伴い、令和7年9月30日をもって終了します。

2割負担の人の外来自己負担額

■ 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで（配慮措置期間）

1割負担のときと比べたときの自己負担額の増加が最大3,000円までとなるように措置されていました。

■ 令和7年10月1日から（配慮措置終了後）

自己負担額は2割となります。

問い合わせ先 ○ほけん年金課（内線379）

○兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター代表）☎078-326-2021

○厚生労働省コールセンター ☎0120-117-571（フリーダイヤル）



農地パトロールを実施しました

福崎町農業委員会は、8月28日・29日の2日間、遊休農地や無断転用の把握・解消に努めるため農地パトロールを行いました。現地調査を行うと、今年度新たに遊休農地となったものあれば、保全管理や営農を再開されている農地もありました。また、遊休地として判断された場合、対象となる所有者等に今後の農地をどうされるのか「利用意向調査」を実施します。

農地を管理しないまま放置すると、野生動物の隠れ家になったり虫が発生したりするため、周辺の農地や住民に迷惑がかかります。草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるように農地の適正な管理をお願いします。

(福崎町農業委員会)



屋外広告物には許可が必要です

[屋外広告物とは]

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板・立看板・広告塔などをいいます。

屋外広告物の種類



[屋外広告物を掲出する時は]

一定規模以上の屋外広告物を掲出する場合は、県条例による許可申請が必要です。表示面積、数量など、地域により許可基準が異なりますので、掲出しようとする場合は事前にご相談ください。

許可のないまま掲出されている看板等の広告主・管理者には、申請依頼を順次していますので、許可申請の手続きをお願いします。町内の良好な景観の形成と落下や倒壊等の危険防止のため、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 まちづくり課 都市計画係 (内線332)

ガジロウCUP2025 開催!

9月7日、福崎東洋ゴルフ倶楽部で「ガジロウCUP2025」を開催しました。この大会は企業版ふるさと納税を活用した事業で、IKOI GROUP様(大阪府)のご支援により実現しました。全国から中学生・高校生計35人が参加し、大会アンバサ

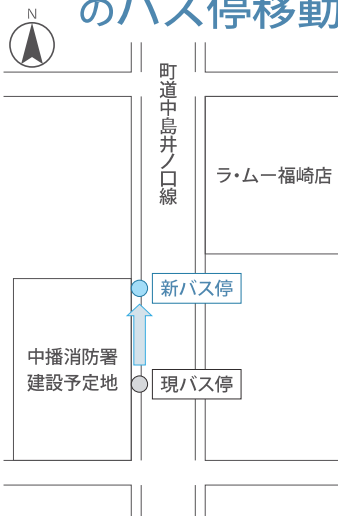


ダーの森田理香子プロらによる指導や意見交換会も開催されました。

(地域振興課)

10月14日(火)～

「サルビア号」「ふくひめ号」のバス停移動のお知らせ



現在の「八反田東(ラ・ムー西)」バス停(北行き)の西側に中播消防署の移転を予定しています。消防署が完成した際には消防車等大型車両の出入り口と重なること、また、その建設工事で工事車両等の出入りがあるため、バス停を現在位置から北約40mへ移動いたします。

問い合わせ先
福祉課 (内線351)
まちづくり課 (内線335)

水道水に含まれる有機フッ素化合物(PFAS)について

福崎町では、定期的に有機フッ素化合物(PFAS)の水質検査を実施しています。現在まで国が定める暫定目標値を超過しておらず、安全性を確認しています。

今後も、水質検査等を継続して実施し、安全な水道水の供給に努めてまいります。

◆国の暫定目標値 50ng/L

◆福崎町の検査結果 不検出(※定量下限値5ng/L未満)

※定量下限値とは、検査機関が正確に測定できる最小の値のことです。

○近年、有機フッ素化合物(PFAS)に対する社会的関心が高まっていることから皆様にお知らせするものです。

問い合わせ先 上下水道課 (内線383)